

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2020.5 No. 345

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
E-mail info@tfgr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予
- II. 住宅ローン控除適用要件緩和
- III. 消費税課税選択の特例について

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 持続化給付金に関するお知らせ

I. 新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予

—— 納税が困難な方へ特例制度が導入されました ——

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方は、税務署に申請することにより、納税が猶予されます。現在でも納税が猶予される制度はありますが、今般の緊急経済対策により、納税者にとって有利な特例制度が導入されました。今回はこの特例制度に限定してご紹介します。

■制度の概要

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができる制度です。地方税についても同様です。

■制度の特徴

本特例制度の特徴は、「無担保」「延滞税無し」という点です。

一般の制度では、原則として担保の提供が必要とされ、延滞税も軽減されていますが（8.9%→1.6%）課されています。

■対象者

個人・法人を問わず、以下の要件をいずれも満たす方が対象となります。

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
2. 一時に納税を行うことが困難であること

※「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を

考慮に入れるなど、申請者の置かれた状況に配慮して対応されます。

収入が概ね 20%以上減少していれば、損益が黒字であっても、本特例を利用することができます。

また、前年の月別収入が不明の場合には、「年間収入を按分した額（平均収入）と比較する」「事業開始後 1 年を経過していない場合、令和 2 年 1 月までの任意の期間と比較する」など、他の方法により収入減少割合を判断することも認められるようです。

上記要件を満たす場合には、フリーランス、白色申告の事業者も、本特例の対象となります。又、給与所得者（パート・アルバイト含む）で確定申告により納税をされる方も対象です。

■対象となる税金

令和 2 年 2 月 1 日から同 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来するほぼすべての税目（国税、地方税）。

※印紙、証紙によるものを除く

上記のうち、令和 2 年 6 月 30 日までは、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例が適用可能となります。

■猶予を受けられる期間

迅速かつ柔軟に対応するため、納税者から特段の申し出がない限り、原則 1 年間納税が猶予されます。

（注）中間申告分や予定納税分の猶予期間は、確定申告期限までとなります。

■申請手続等

令和 2 年 6 月 30 日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料の提出が必要です（提出が難しい場合には、口頭説明でも可。）

収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要はなく、申請書にあらかじめ記載してある項目（例：「イベント等の自粛で収入が減少」）の中から選んでチェックするのみで構いません。なお、収入が 20%減少していない場合等、本特例の要件を満たさない場合でも、現行の猶予制度を利用できる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅱ. 住宅ローン控除適用要件緩和

— 新型コロナウイルスに伴う弾力化 —

今まさに世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、住宅を購入される方々にも少なからず影響を及ぼしています。新型コロナウイルスの影響による工事や引渡の延期を考慮し、住宅ローン控除における、消費増税に伴う特例措置の適用要件が緩和されることになりました。

通常の住宅ローン控除→消費増税の特例措置→新型コロナの緩和措置の3段階に分けて簡単にご紹介いたします。仕組みそのものは変わりませんが、控除期間とそのため条件がそれぞれ異なります。

■住宅ローン控除の概要

毎年末の住宅ローン残高又は住宅の取得対価のうちいずれか少ない方の金額の1%が10年間に渡り所得税の額から控除されます。

なお、所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除されます。

■2019年の消費増税引き上げに伴う特例措置

消費税率10%が適用される住宅の取得をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合には、控除期間が3年間延長されます。

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置の弾力化

1. 上記の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。
 - ①一定の期日までに契約が行われていること。
 - ・ 注文住宅を新築する場合：令和2年9月末
 - ・ 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和2年11月末
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
2. 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から6ヵ月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合でも、以下の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」となります。
 - ①以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること。
 - ・ 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで
 - ・ 関連税制法案の施行の日から2ヵ月後まで※施行の日より前に契約が行われている場合でも構いません。
 - ②取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

住宅ローン控除を13年間受けるためには本来今年中の入居が要件でしたが、来年中に延びた形です。「新型コロナウイルス感染症の影響によって」という条件は曖昧ですが、恐らく幅広く適用されるのではないかと考えられます。



国税庁情報コーナー

■速報！新型コロナウイルス感染症特集～緊急経済対策における税制上の措置～

1. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制について、遠隔操作、可視化又は自動制御化に係る要件を満たすことにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアが対象資産に加えられます。税制措置（メリット）は、即時償却 または 税額控除 10%（資本金 3,000 万超の法人は 7%）です。

2. 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車（登録者及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置について、その適用期限が 6 ヶ月延長され、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものが対象となります。この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については地方特例交付金により、全額国費で補填されます。

3. 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税が非課税とされます。なお、既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付が行われます。

4. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の税負担を軽減すべく、要件を満たす中小事業者等が認定経営革新等支援機関等の認定を受けて市町村に申告した場合、固定資産税及び都市計画税の負担を 2 分の 1 又はゼロとします。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填されます。

Ⅲ. 消費税課税選択の特例について

—— 簡易課税の選択（する・やめる）が柔軟に！ ——

4 月 7 日にコロナウイルス対策として緊急経済対策が発表されました。そのなかで、消費税の届出に関する特例が発表されていきましたので、今回、取り上げてみたいと思います。消費税の届出に関する部分は、重要なので注意が必要です。

■緊急経済対策！消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の届出に関する特例は次の通りです。

1. 通常の見取り

通常、消費税の免税事業者が課税事業者になるためには、消費税課税事業者選択届出書をその課税期

間が始まる前までに提出しておかなければなりません。逆に、選択届出により課税事業者になった事業者が、免税事業者に戻るためには、基本的には2年間継続し、消費税課税事業者選択不適用届出書とその課税期間が始まる前までに提出する必要があります。

2. コロナ対策による特例では

今回の特例では、コロナウイルスの影響により、一定期間（1ヵ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同月比概ね50%以上）した場合等については、消費税の課税事業者の選択する（やめる）が柔軟に変更できるようになります。

■ココが重要！

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要がありません。なお、免税事業者が課税事業者になり、還付を受け、翌期免税事業者に戻ることも可能です。

下記に該当するような方は、要チェックです。

コロナウイルスの影響で

- 消費税免税事業者で、売上が減少し消費税の課税事業者であれば、還付が受けられるケース
- 設備投資等を予定し課税期間開始前に消費税課税事業者選択届出書を提出していたが、設備投資を見送ったケース

税務署に申請し、承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

【要件】

- ① 特例に係る法律の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

■重要！簡易課税の届出に関する特例について（現行法上の災害その他やむを得ない理由に該当）

新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。

コロナウイルスの影響で売上が急減し、原則課税の方が有利になるパターンは、数多く出てくると考えられます。こちらの方が、重要かもしれません。現在、簡易課税を選択している場合は検討が必要になります。今回の場合、売上の減少により原則課税の方が有利になるパターンが多くなると考えられます。

■簡易課税の2年縛りはなし

通常、簡易課税制度は、消費税法37条6項で適用後2年間継続適用しなければならないと規定されています。しかし、災害等の特例では、縛りは適用しないとされています。



今月のブックマーク

経済産業省より新型コロナウイルス（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策の最新情報が掲載されています。また、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の各政府系金融機関の融資等の申し込みを検討されている事業者向けに、申込・相談の方法や問合せ先をまとめた特設サイトが設けられています。自社に活用できる支援策がないか一度ご確認くださいませ。

「経済産業省の支援策(新型コロナウイルス感染症関連)」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

持続化給付金に関するお知らせ

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

- 給付額： 中小法人等は 200 万円、個人事業者等は 100 万円
※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分が上限。
- 要件： 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者
2. 2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満、又は②の定めがない場合、常時使用する従業員が 2000 人以下である事業者。

※詳細は申請要領等をご確認下さい(<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>)。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 [IP 電話専用回線] 03-6831-0613

時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐